

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芸西村は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県芸西村長

公表日

平成28年12月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づく国民年金に関する申請・受理等の事務の実施に際して、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民年金の第1号被保険者の資格の取得・喪失・種別等の変更に係る届出 ②死亡届出 ③任意加入被保険者資格取得・喪失申出書の届出 ④保険料免除理由該当・消滅届出 ⑤保険料免除(学生含む)に関すること ⑥老齢基礎年金・障害基礎年金などに関する裁定請求等に関すること ⑦未支給年金請求 ⑧受給権者死亡届 ⑨受給権者現況届 ⑩未支給福祉年金請求に関する受付事務等 ⑪所得情報等の情報提供に関すること</p>
③システムの名称	国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第48項及び第50項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長	健康福祉課長 池田 美延
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芸西村 総務課 781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地 問い合わせ先電話番号 0887-33-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芸西村 総務課 781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地 問い合わせ先電話番号 0887-33-2112

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

